

令和8年第7回東海市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和8年7月29日(水)
開会 午後1時30分
閉会 午後2時15分
- 2 開催場所 603会議室
- 3 出席者
教 育 長 鈴 村 俊 二
委 員 久 野 友 士
委 員 石 川 真理子
委 員 木 村 敏 幸
委 員 堀ノ口 香 織
委 員 倉 知 かおり
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者 なし
- 6 説明のため出席した者
教育部長 橘 洋 子
芸術劇場館長兼芸術総監督 安 江 正 也
学校教育課長 桜 井 正 志
学校教育課主任指導主事 越 智 真 剛
学校教育課指導主事 酒 井 貴 司
学校教育課指導主事 近 藤 香 織
学校教育課指導主事 加 藤 雅 尚
学校給食センター所長 長 内 加 織
社会教育課長 永 井 伸 明
社会教育課統括主幹 佐々木 三千代
スポーツ課長兼アジア大会
カバディ推進室長 伊 藤 孝 英
中央図書館長 内 山 香 織
管理課長 中 島 達 也
文化芸術課長 栗 原 知 里
- 7 会議書記
学校教育課統括主任 田 中 恒 輝
学校教育課主任 小 野 友莉香
- 8 議事日程 別紙日程のとおり

9 傍聴人

なし

10 協議概要

教育長（鈴木 俊二）

ただいまから、令和8年第7回東海市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程については、あらかじめ配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これより会議に入ります。

教育長（鈴木 俊二）

日程第1、「前回議事録の承認」を議題といたします。お諮りいたします。本案については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、「前回議事録の承認」については、承認されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第2、「報告」を議題といたします。

それでは、まず私から、令和8年第2回市議会定例会について報告させていただきます。

代表質問及び一般質問の答弁要旨は、教育委員の皆様あてに、先に送付させていただきましたとおりでございますので、ここでは、令和8年6月25日に開催されました、文教厚生委員会における主な質疑応答について御報告いたします。

「議案第41号 令和8年度東海市一般会計補正予算（第1号）」にかかわりまして、放課後児童健全育成事業について、加木屋小学校放課後児童クラブ用の駐車場の整備内容はどのようなか。また、整備後の管理方法はどのようなか、との質問がありました。これに対しまして、駐車場の整備内容につきましては、現行の状況を生かして砂利の整地を行い、ロープでの駐車区画線や車止め約20台分の整備をはじめ、出入口のチェーン、敷地境界のロープ柵や看板の設置等を行う予定であることと、管理方法については、放課後児童クラブ職員が出退勤時に出入口のチェーンの開錠、施錠を行う予定であることを、答弁しました。

また、学校給食センター調理等業務委託料につきまして、令和6年度から令和8年度までの限度額と比較して、7,459万円増額した主な理由はどのようなか、との質問がありました。これに対しまして、主な増額理由は、近年の人件費及び物価上昇等の影響によるもので、常勤社員やパート調理員の人件費並びに法定福利費において、3か年分で約6,500万円増額しているものであることを、答弁しました。

なお、議案につきましては、教育委員会関係のものはすべて原案どおり可決さ

れました。

以上、報告いたします。

教育長（鈴木 俊二）

ほかに、報告のある委員はいらっしゃいますか。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって「報告」を終わります。

教育長（鈴木 俊二）

次の日程に入る前に、採決いたします。

日程第3、教育委員会議案第22号、「令和9年度使用小学校教科用図書の採択について」及び日程第4、教育委員会議案第23号、「令和9年度使用中学校教科用図書の採択について」は、知多教科用図書採択地区協議会規約第7条第4項に「地区協議会は非公開とする」と定められており、また、第12条で「議事録等の開示は9月1日以降とする」となっておりますので、教科書の採択に関する議案の審議につきましては、それに準じて公開しないことに決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、日程第3、教育委員会議案第22号、「令和9年度使用小学校教科用図書の採択について」及び日程第4、教育委員会議案第23号、「令和9年度使用中学校教科用図書の採択について」は、非公開といたしますので、関係者以外の職員（及び傍聴の方）は退室していただきます。

2件の審議が終わりましたら、入室の案内をします。

日程第3、議案第22号「令和9年度使用小学校教科用図書の採択について」（非公開）

日程第4、議案第23号「令和9年度使用中学校教科用図書の採択について」（非公開）

教育長（鈴木 俊二）

2件の審議が終わりましたので、入室していただきます。

教育長（鈴木 俊二）

日程第5、教育委員会議案第24号「東海市教育委員会職員の勤務時間に関する

規程の一部改正について」を議題といたします。学校教育課長から提案理由の説明を求めます。

学校教育課長（桜井 正志）
（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）
これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）
ないようですから、これをもって質疑を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）
御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）
日程第6、「その他の報告事項」を議題とします。
(1)から(5)まで、担当課長等から順に報告を求めます。

学校教育課指導主事、社会教育課長、スポーツ課長
（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）
これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

1 番委員（久野 友士）
映画制作ワークショップの結果について、参加者14名は妥当な数であるか。

社会教育課長（永井 伸明）
募集人数には達していなかったが、参加者が様々な体験ができ、ちょうど良い参加者の数であった。20名までは実施できる数である。

2 番委員（石川 真理子）
映画制作ワークショップの結果について、に関連して、創造の杜の貸館の稼働率はどうか。

社会教育課長（永井 伸明）
昨年度年間の部屋の利用率と今年度の利用率を比べると平均して10パーセントほど増加しており、認知度が上がってきている。個人利用以外にも、大相撲名古屋

屋場所のパブリックビューイング会場としての活用や、沖縄フェスティバルのサテライト会場として利用等の活用もしている。

2 番委員（石川 真理子）

映画制作ワークショップ等のイベントは稼働率を上げる目的もあるか。

社会教育課長（永井 伸明）

今回のワークショップや、他の事業である脚本講座、音響の編集講座等を受講された方が施設を利用することも徐々に増えてきている。

3 番委員（木村 敏幸）

令和 8 年度東海市国内姉妹都市スポーツ交流事業の実施について、今年はバドミントンであるが、来年度以降はどのようなか。また、令和 6 年度は実施していないのか。

スポーツ課長（伊藤 孝英）

令和 6 年度は実施していない。令和 7 年、8 年度とバドミントンでの交流を行い、令和 9 年度はラグビーワールドカップ開催年のため、釜石市にてラグビーを通じた交流を行う。その次の競技は決まっていない。

5 番委員（倉知 かおり）

家庭教育シンポジウム開催事業の結果について、数年前から参加し、今年度も参加した。この事業の開催については中学校からの案内で知ったが、昨年までは案内に 1 校あたり何名参加などの参加等条件があったが、今年度はそれが無かった。その理由はあるか。また、昨年度の会場は芸術劇場であったが、今年の会場は商工センターとなった理由はあるか。

社会教育課長（永井 伸明）

募集の方法については、昨年度までは東海市 P T A 連絡協議会共催の位置づけで、役員の方にも案内のお手伝いをしていただき、1 校あたり 1 0 名程度参加いただくよう案内をしていたが、動員をかけることが今の時代にそぐわないのではないかと、との理由から興味のある方だけに参加していただくよう変更した。会場については、参加人数の減少も踏まえつつ、規模を小さくして一体感のある雰囲気で行えるよう、開催場所を芸術劇場から商工センターに変更した。

教育長（鈴木 俊二）

ほかにはないようですから、これをもって質疑を終わります。

教育長（鈴木 俊二）

続いて、(6)及び(7)について、担当課長等から順に報告を求めます。

学校教育課指導主事、学校教育課長、社会教育課長、スポーツ課長
(資料に基づき説明した)

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

4 番委員（堀ノ口 香織）

子どものいじめ防止等対策委員会、不登校対策協議会について、いじめを理由に不登校になっているのはどれくらいいるか。

学校教育課指導主事（近藤 香織）

昨年度、いじめの報告を理由に不登校になっている割合は小学校 3 パーセント、中学校 1.7 パーセントである。

1 番委員（久野 友士）

子どものいじめ防止等対策委員会について、資料の中、いじめの解消について、「支援継続中が増えており、取組が後退したわけではない。」とあるが、支援中であってもいじめは続いているという理解か。

学校教育課指導主事（近藤 香織）

いじめの発見から 3 か月は経過見守りの期間にあたる。その期間に何もなければいじめの解消としている。今回の調査で 1 月から 3 月の間にいじめの認知を行ったものは、この報告をとりまとめた 3 月の時点では支援継続中と記されている。

教育長（鈴木 俊二）

その後の状況は把握しているか。

学校教育課指導主事（近藤 香織）

その後については月例報告での資料で確認している。

1 番委員（久野 友士）

現状いじめが続いている、ということもあるのか。

学校教育課指導主事（近藤 香織）

昨年度報告を受けたものはすべて解消したと報告を受けている。

教育長（鈴木 俊二）

ほかにはないようですから、これをもって質疑を終わります。

教育長（鈴木 俊二）

(8)その他について、何かありますか。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって終わります。

以上で「報告事項」を終わります。

教育長（鈴木 俊二）

以上をもって、今回定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これをもって、令和８年第７回東海市教育委員会定例会を閉会いたします。